

『学生支援緊急給付金』申請について

学生のみなさんへ

5月19日閣議決定されました『学生支援緊急給付金』についてのお知らせです。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世帯収入・アルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に、緊急で現金を支給する事業です。

以下の《支給対象者の要件》に該当し、希望する場合は、6月5日(金)まで(郵送必着)に担当窓口申請してください。

なお、申請しても対象とならないことがありますので注意してください。

《支給対象者の要件》

以下の①～⑥を満たす者

- ①家庭から、年間150万円以上(授業料を含む)の仕送りを受けていない
- ②原則として自宅外通学者
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤コロナ感染症の影響で2020年1月以降、アルバイト収入が前月比50%以上減少している
- ⑥既存制度について、以下の条件のうちいずれかを満たす
 - 1) 高等教育の修学支援新制度第Ⅰ区分受給者
 - 2) 高等教育の修学支援新制度第Ⅱ区分または第Ⅲ区分受給者で、第一種奨学金限度利用者又は利用予定者
 - 3) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者で、第一種奨学金限度利用者又は利用予定者
 - 4) 第一種奨学金限度額利用者又は利用予定者
 - 5) 民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者

《支給金額》

- 住民税非課税世帯の学生 20万円
- 上記以外の学生 10万円

《申請窓口》

◎ 学部学生

大阪体育大学 教学部学生支援担当 緊急給付金係
〒590-0496 大阪府府泉南郡熊取町朝代台 1-1
TEL 072-453-7024

◎ 大学院生

大阪体育大学 大学院事務室
〒590-0496 大阪府府泉南郡熊取町朝代台 1-1
TEL 072-453-7031

《申請方法》

以下の書類をレターパックプラスまたは簡易書留で送付してください。

1. 学生支援緊急給付金申請書(様式1)及び必要書類
2. 誓約書(様式2)
(様式1・2)文部科学省 HP
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html
3. 自宅外通学を証明する書類(賃貸契約書のコピー等)
4. アルバイト給与減少前後の給与明細のコピー(2020年1月～5月まで)

以上